

件名	愛媛県過疎地域における県税の特別措置に関する条例等の一部を改正する条例
主管課	税務課
根拠法令等	山村振興法第14条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令（平成27年3月31日公布、同年4月1日施行）

【改正の概要】

- 愛媛県過疎地域における県税の特別措置に関する条例の一部改正
- 愛媛県原子力発電施設等立地地域における県税の特別措置に関する条例の一部改正  
（適用期限の延長）
  - ・平成27年3月31日 ⇒ 平成29年3月31日
- 愛媛県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例の一部改正
- 愛媛県離島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例の一部改正  
（適用期限の延長）
  - ・平成27年3月31日 ⇒ 平成29年3月31日
 （対象業種の追加）
  - ・半島：情報サービス業等、農林水産物等販売業の追加
  - ・離島：農林水産物等販売業の追加

施行日 公布の日（適用 平成27年4月1日）

【その他参考事項】

○特別措置の概要（減収額の75%は、地方交付税で措置）

1 課税免除

○過疎（事業税・不動産取得税）

○離島（ " " ）

(1) 区域 過疎：17市町（松山市（旧中島町）、八幡浜市外）

離島：9地域（有人32島）

(2) 対象となる特別償却設備

・業種 過疎：製造業、旅館業、情報通信技術利用事業、個人で行う畜産業・水産業

離島：製造業、旅館業、情報サービス業等及び農林水産物等販売業

個人で行う畜産業、水産業、薪炭製造業

・取得価額 過疎：2,700万円超

離島：500万円以上

資本金額5,000万円超1億円以下 1,000万円以上  
資本金額1億円超 2,000万円以上  
情報サービス業等については、一律500万円以上

(3) 事業税の課税免除の期間 課税免除が最初に適用された年度以降3か年度

2 不均一課税

○半島（事業税・不動産取得税）

○原発（ " " ）

(1) 区域 半島：3市町（八幡浜市、西予市（旧三瓶町）、伊方町）

※市町が産業振興促進計画を作成し、認定を受けることが条件

原発：2市町（八幡浜市（旧保内町）、伊方町）

(2) 対象となる特別償却設備

・業種 半島：製造業、旅館業、情報サービス業等及び農林水産物等販売業

原発：製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業

（製造業以外にあっては、増加雇用者15人超）

・取得価額 原発：2,700万円超

半島：500万円以上

※〔資本金額1,000万円超5,000万円以下 1,000万円以上〕  
〔資本金額5,000万円超 2,000万円以上〕

(3) 税率

・事業税	〔初年度 通常税率×0.5〕	・不動産取得税	通常税率の1/10
	〔2年度 " 0.75〕		〔特別償却設備である家屋 0.4%〕
	〔3年度 " 0.875〕		〔その敷地である土地 0.3%〕